

行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準

(「意見具申」たたき台)

【総論】

1. 行政委員報酬の性格

- ① 行政委員を含む非常勤職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味はまったく有せず、純粹に「勤務」に対する反対給付としての性格のみをもつ。
- ② 勤務量＝勤務日数に応じて支給すべきもの。勤務の態様等により条例で月額等をもって支給できる（自治法 § 203 の 2②）。

2. 行政委員の「勤務」の性格＝職務・職責

- ① 委員会・委員は、執行機関として、条例等に基づく地方公共団体の事務を、自己の責任と判断において、誠実に管理し及び執行する義務を負う（自治法 § 138 の 2）。
- ② 委員会は、法律の定めるところにより、条例等に違反しない限り、規則等を定めることができる（自治法 § 138 の 2②）
- ③ 当該委員会、委員の処分または裁決に関する行政事件訴訟について当該地方公共団体を代表する（自治法 § 192、 § 199 の 3③等）。

※附属機関との比較（資料番号 9）

執行機関の附属機関は、執行機関の行政執行のため、調停、審査、審議又は調査を行う機関であり、行政委員会と一部類似する機能をもつものの、自己の名で対外的な活動をするものではない（執行権を有しない）。

3. 行政委員の勤務の実情

- ① 委員会の会議や委員の合議、公式の行事の回数については、行政委員会によりある程度差がある。
- ② 会議の事前調整や個別事件の対応が相当件数みられる。特に委員長については件数が多い。
- ③ 会議等のほか、裁決、調停、あっせん等の起案を委員が自宅や自身の事務所等で行っている事例がみられる。

4. 課題

- ・ 大阪府では月額支給方式を採っているが、全国的な住民訴訟等を背景に月額または日額・月額併給方式に改めている府県が増加している。

- ・大阪府の現在の財政状況については、単年度では黒字となっているものの、中長期的には収支不足となる時期が見込まれるなど、今後とも予断を許さない厳しい状況にある。
- ・以上のことから、行政委員報酬の支給方法及び水準について、検討する必要がある。

【各論】

(甲案) 月額支給

月額 50,000 円～310,000 円

50,000 円＝附属機関の報酬日額×約 5 日

310,000 円＝現行の委員の条例上の最高額（委員長除く）

(乙案) 日額支給

日額 10,700 円～35,000 円

10,700 円＝附属機関委員の報酬日額

35,000 円＝常勤行政委員の報酬月額（現行 740,000 円）÷常勤職員の月あたり平均勤務日数（21 日）

(丙案) 月額支給と日額支給を併用

月額は、現行報酬の 1/3～1/2

日額は乙案に準じて検討

【留意事項】

- ・財政状況を考慮しない月額又は日額単価を採用した場合、知事等の給料が特例条例により減額されるとき、それに準じて措置されるべきである。
- ・財政状況を考慮した月額又は日額単価を採用した場合は、時限措置が必要。
- ・月額、日額のいずれにせよ委員会間の単価を一律とする。なお、委員長と委員の単価については差を設ける。